

第13回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

1. 開催日時等

令和6年5月10日（金）午前10時00分～午後2時50分／第2会議室

2. 会議結果

【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

- (1) 各種アンケート調査等の結果や当局へのヒアリング結果をもとに、どのように条例に反映していくべきかなど、素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行った結果、次のとおりとなった。
 - ・ 前文と附則については、「たたき台」の見直しを一通り終えた段階で別途協議。
 - ・ 第2条については、こどもの定義を見直すとともに、第3号の保護者について、「親の代わり」という表現を「親に代わって」に修正し、「親及び親に代わってこどもを養育する者」に変更。
 - ・ 第7条については、第4項中、「環境の整備」を「環境づくり」に修正し、「市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。」に変更。
 - ・ 第15条について、第1項中、「気軽に」の前に「安心して」を追加し、「市は、こどもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなど安心して気軽に話すことができるよう、多様な相談の場所づくりを推進します。」に変更。
 - ・ 第23条から第26条については、当局へのヒアリングを踏まえて再度検討。
 - ・ その他の条項については、現段階では修正せず、意見交換会等の結果を踏まえて改めて協議。
- (2) 今後、障害福祉課をメインとした保健福祉部、若者の施策を進めるSDGs推進課をメインとした市長公室、中学生議会を所管する総務課をメインとした総務部、人権政策課等をメインとした市民環境部にヒアリングを行っていくこととし、その際には、子どもの施策の中心となる、子ども未来部及び教育委員会にも可能な限り同席いただくようお願いすることとした。

なお、いずれの部署に対しても、「たたき台」を見ていただいた上で、執行部側として懸念される事項がないかを確認することとした。

3. その他

次回は、令和6年5月24日（金）午前10時から開催し、「小中学生との意見交換会」や「誰でも参加可能な意見交換会」のほか、東員町への行政視察の結果も踏まえて、本日と同様に素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行う。